

# 「環境犯罪学からみた環境犯罪」(上)

## Crimes Against Nature : A Viewpoint from Environmental Criminology

覺 正 豊 和

Toyokazu KAKUSHO

### 目 次

#### はじめに

1. 快適な生活と地球環境
2. 環境犯罪とその成立要件
3. 環境犯罪学のメカニズム  
(以上本号)
4. 環境犯罪学からみた環境犯罪
5. 環境犯罪の展望

#### おわりに

#### はじめに

地球環境問題は、今や人類共通の国境を越えた問題として、その対応策を緊急に迫られている。

政府は、1994年に閣議決定した環境保全規範としての「環境基本計画」を推進するため、本年6月、「環境保全行動計画」をまとめた。それによると、消費財やサービスの購入、使用にあたっての環境保全への配慮など5本柱で37項目からなり、「環境にやさしい商品」をスローガンとし、環境にやさしい製品の市場や環境ビ

ジネスの拡大を図ろうとするものである。だが、こうした行動計画によって真に環境保全への目的が達成されるであろうか。計画の数値目標の甘さもさることながら、環境保全を図るがための環境ビジネスの拡大という経済効果への期待は、ややもすると環境悪化へとつながるおそれも十分にある。

高度経済成長を実現した現代社会においては、大量消費、大量廃棄の習慣は、その利便性や快適さの追求という面に重点が置かれ、われわれは、地球環境を維持するための生活の仕方や社会の仕組みを変えるという点については、十分に目が注がれないことに違いない。それゆえに、今、私たちに必要なのは、地球サミットで採択された、「環境問題に敏感な社会」を創設することである。われわれ一人一人が地球環境を維持し、そこにともに生きるという意識を形成していかなければならない。地球環境問題は現在、人類が直面する一番の難問といってよい。環境保護のためには、その侵害行為に対し積極的に刑事的制裁をもちいなければならないのは当然であろう。だが、環境保護のため刑事的制裁

をもちいるにしても、どのように行えばよいか。これまで若干の検討を試みてきた。その結果、<sup>(注1)</sup> 罪刑法定主義の要請からも、また、立法政策のうえからも、効果的な実行が難かしいことや限界のあることが確認されてきたはずである。さすれば、環境問題の深刻化を阻止するためには、どのようにしたらよいのだろうか。

そこで環境問題の実態を理解し、地球に住む各人はどのような行動をとるべきか、本稿では犯罪が成立するためのパラダイムを再考することにより若干の検討と、その実証的検証と試みていきたい。

## 1. 快適な生活と地球環境

18世紀の産業革命にはじまる生産手段の発達、人々の生活を豊かにした反面、産業公害による環境汚染が生じた。当初は自然の浄化作用によりこうした汚染も大きな社会問題とならなかったものの、戦後の経済復興は、自然の浄化作用をはるかにこえる規模で環境汚染を進化させ、四大公害に代表されるような悲惨な公害問題へと発展していった。

このようなもとの、1971年に国連で人間環境会議が開催され、人間環境問題の重要性を全世界のコンセンサスとしてアピールされ、わが国でも、それを受けて環境庁が創設され一連の公害対策立法が行なわれてきた。<sup>(注2)</sup> しかし、こうした一連の施策は、汚染減少には功を奏したものの環境に関する不満、さらには地球環境への質的悪化には歯止をかけることはできなかった。すなわち、公害の汚染源や汚染測定は比較的明らかにされやすいのであるが、人間に値する生活の

満足度はその権利の性格も質的内容も明確にされない。だが、これらが地球環境問題を考えるときもっとも重要なものとなるはずである。<sup>(注3)</sup>

しかしながら、わが国では経済成長がさらに進展し、大量生産、大量消費、大量廃棄の風潮は生産者段階の汚染から不特定多数の一般消費者に拡大し、生活廃棄物から耐及消費財までとなってきた。それは公害犯罪にみられるように加害者自身が被害者自身になるという構造をもち、有効な解決策が見い出せない局面に推移してきているといえる。

地球環境は、もともと人間の生存・活動に適した条件をそなえているといわれている。もちろん自然界の厳しい摂理は人類の快適な活動に一定の限界をあたえるものであるが、わたしたちは文化の形成により、それを快適なものとしてきた。だが、近代社会は一般に、人間はかつてよりある意味で主体性が失われ、周囲の条件に左右される傾向が強まってきている。すなわち、人間をとりまく周囲の条件が、以前にまして人間の活動に影響を与えるようになってきている。それは、いわば人間が、音より環境的存在になってきているといえるのである。

地球規模での大気汚染をはじめとする廃棄物不法投棄にいたるまでの地球環境破壊の問題も、別の視点からすれば近代人の環境的存在の重要性を裏づけているというまことにアンビバレンスな面を呈しているといえよう。いうまでもなく、環境に影響される人間は環境的動物であるがゆえに環境侵害としての環境犯罪が生じるのである。

## 2. 環境犯罪とその成立要件

地球環境問題は、所詮、人が人としての快適な生活を確保しようとするため、社会において他の人々との連関をもった生活をするという社会的関係から起因するものに他ならない。すなわち、人間社会をより快適に維持していくために地球環境破壊とか汚染とかいった反社会的な行為が行われることにより生じるものといえよう。

なお、「地球環境問題」という言葉の意味は、この問題を扱うものの視点によってかなり相違してくるが、「人口や経済活動の高度化などにより人類の活動が量的・質的に拡大することに伴い、その環境への負荷が自然の自浄能力を超えてしまったために引き起こされた地球規模の環境破壊問題」<sup>(注4)</sup> 定義しておく。したがって、環境犯罪とは、広義においては、地球環境の自浄能力を超えるような負荷を伴う地球環境への侵害行為と一応しておきたい。

さて、一般に犯罪の概念としては、次のような二つの意義がなされている。一つは、刑罰を科することによって防止する必要がある、市民生活の利益の侵害行為。二つめは、実定法によって刑罰権が発生する要件、すなわち、構成要件に該当し(構成要件該当性)、客観的法秩序に違反し(違法)、その行為につき行為者を非難することのできる(有責)行為であるとされる。そして、犯罪学は、以上のように概念化される犯罪の犯罪現象と犯罪原因を探求究明する学問とされ、犯罪原因論は、犯罪生物学、犯罪心理学、犯罪精神医学、犯罪社会学などに分化されてきている。このような犯罪学の歴史的展開においては、ラカッサーニュ、タルドに代表されるフ

ランス環境学派、さらには、ドイツのリスト、オランダのハメル、ベルギーのプリンス等のように犯罪の原因として素質よりも環境(社会環境)に重点をおいた研究も古くから存在するが、本稿においてとりあげようとする“環境犯罪学”とは当然に異なるものである。

犯罪は、先に挙げた犯罪概念の

- ① 構成要件該当性、違法および有責は勿論のこと
- ② 犯罪者
- ③ 被害者および被害対象物そして
- ④ 犯罪実行地

という4つの要素が同時に作用したとき犯罪が存在するとされるのであるが、環境犯罪学とは、これらの要素のうち第4の要素に焦点をあてていこうとするものである。これまで犯罪学は、第2の要素である犯罪者にその焦点を置いてきたものであるが、環境犯罪学とは、1950年代、犯罪者によって攻撃をうけた被害者に注目する被害者学(Victimology)と同様に従来の犯罪学の視点をかえたものであるといえる。<sup>(注5)</sup> いうまでもなく環境犯罪学は、犯罪現場という犯罪の実行地を分析研究することにより、犯罪多発地帯を特定し地域自体の犯罪誘発性を発見し、その地域偏差をみていこうとするものである。このような特色をもつ環境犯罪学こそ、人類の有史以来の危機とされる地球環境問題の解決にもっとも貢献するものと考えられるのである。

また、環境犯罪学は、今日、環境問題の解決を積極的に志向する1970年代末、アメリカで提唱された実証科学としての環境社会学とあいまって、問題解決へむけて有効な働きが期待されるのである。もっとも、環境犯罪学は自然科

学のように、実験の成果のように明確なものは得られないが、人間の共同生活を研究対象とし、人間集団を実証的に把握しようとする方法は、人間社会システムや人間集団が作り出した。環境問題に対し、全体的な傾向や法則性、そして、人類にとって望ましい環境の社会的条件を提言し真に貢献していくはずである。

### 3. 環境犯罪学のメカニズム

それでは、地球環境問題の解決に大きな期待がよせられる環境犯罪学のメカニズム<sup>(注6)</sup>について、小宮信夫氏「環境犯罪学の視点と争点」(刑政第10巻6号)よりみていきたい。同氏の研究は、その理論的紹介であるので、わたしは、かかる理論の環境犯罪への実証を試みようとするものである。いうまでもなく、この環境犯罪学が主要テーマとするのは、犯罪者中心のアプローチではなく犯罪率の地域的偏差の問題である。犯罪がある特定の場所で多発するメカニズムを提供するものとして、コーエン (Cohen) とフェルソン (Felson) による日常行動理論 (routine activities theory) がある。この理論は、犯罪を

- ① 動機づけられた犯罪者
- ② 適当な犯罪対象
- ③ 有能な監督者の不存

という要素が、場所と時間を同時に共有したときに起こるものとされる。そして、犯罪者の犯罪性を所与とした上で、人々の日常行動のパターンが家族・自宅中心から、他人・屋外へと移行するにつれて、犯罪対象の可視性やそれへの接近の容易性が増加し、また、監督者の不存

在の場所的・時間的範囲が拡大することから、犯罪は増加すると結論づけている。また、さらに示唆に富むものとして、ブランティンガム<sup>(注7)</sup> (Brantingham) 夫妻による犯罪者の活動パターンに関する研究がある。それによると、犯罪は、潜在的犯罪対象の存在地区と、潜在的犯罪者が認知し、活動している場所の交差する地点で発生するという。つまり、犯罪者は、土地勘のない場所では、めったに犯行に及ぶことはないというのである。この考え方は、カーター (Carter) とヒル (Hill)<sup>(注8)</sup> による犯行における戦略と戦術という枠組みにも一致する。というのは、カーターとヒルによれば、犯罪者はまず、戦略として、犯行に望ましいと感じる地域を選択し、後に、戦術として、具体的な犯罪対象を選択するというが、前者は、犯罪者が認知し、活動している場所に依存せざるを得ないからである。さて、以上の理解を前提として、犯罪の地域的偏在を説明する包括的な枠組みを構築しなければならない。その試みとして注目すべきものに、ボトムズ (Bottoms) の研究がある。ボトムズは、ウィクストゥルム (Wikstrom) の提示したモデルにハーバート (Herbert) の枠組みを加味し、さらにこれに修正するという形でこの課題に取り組んだ。その考え方は以下のとおりである。<sup>(注10)</sup>

犯罪の地域的偏在を研究する場合、まず、マクロレベルの問題として、経済発展などの物質的要因と伝統や価値観などの精神的要因を取り上げ、それらが土地利用の方法に与える影響を検討すべきである。その際、行政による土地資源の再配分の影響を重視すべきである。次に、中間レベルの問題として、その結果もたらされた当該地域の性格 (住宅地か商店街か等) と人

口構成(地域住民だけでなく訪問者をも含む。)を分析すべきである。その際、特定地域では、異なった日時により、その性格も異なることに、注意すべきである(例えば、商店街の昼間と夜間)。さらに、ミクロレベルの問題として、地域の特性が犯罪者や被害者の日常行動に与える影響を考察すべきである。その際、犯罪類型別の検討が必要であることはいうまでもない。

以上の理解を前提として、環境犯罪としての車輛の不法捨棄や放置をみていく。

たとえば、市街地からさほど遠くない新興開発地周辺の空地や農道等には、車の廃棄や設置された車輛があふれている。周知のように車を設置したり捨てれば廃棄物処理法違反として処罰される。だが、そうした車輛のほとんどは、ナンバープレートが外され警察をはじめとする行政機関の取締りを難行させているのが実状のようだ。そこで市町村では、「路上放棄車の最終処理は市町村が責任を持つ」との法律上の文言からも、また、車を捨てた行為者が悪いのは当然だが、こうした車輛が道路にあふれてしまうため行政が処理してしまうのが現状である。<sup>(注12)</sup>

このように車輛の不法廃棄や放置がなぜ生じるのか。先にみてきたように廃棄したり放置するための望ましいとされる場所が存在するからに他ならないし、またコーヘンらのいう条件である監視者も当然にいないだろう。

勿論、車輛の廃棄や放置を行う背景には行為者のさまざまな事情もある。たとえば、

- ① バブル崩壊以前の地価高騰は、駐車場確保にも至難をきわめ、違法駐車をする場合である。その際盗難防止とか警察の取締り

を逃れる意図でナンバープレートを取り外しておく場合。

- ② 駐車場を探す間の違法駐車中にガラスを割られたり、タイヤを取り外されたりし盗難にあったものの違法駐車しているため警察に届けられず、そのままナンバープレートを取り外し放置してしまう場合。

- ③ 若者の多くは、廃車手続きを知らなかったなどや、廃車の費用を惜しんでの場合等々がある。だが、行為者のこうした<sup>(注13)</sup>事情を超えて不法廃棄や放置という行為にでるのは、場所が存在するからである。D. H. チャン教授は、その著「水と犯罪」において死体を捨てる場所があるからそうした地域では殺人が多発することが指摘されたが、同様の視点によるものである。<sup>(注14)</sup>

ここでもう一つ考えなければならないのは、人間の行動の状況的決定要因の問題である。いかなる状況における行動も、ある場合は、その人間がその状況にもちこむところの習慣、価値、道徳的規準の産物であり、また他の一部は、その状況に内在している圧力の産物である。すなわち、たいていの人間は、盲目の新聞売のつり銭はごまかさないように、行動状況の内部にあって、強くある特定の反応を行為者にうながしている。だが、車の不法廃棄や放置にみられるように大多数の人々は行動に対する一連の原則を形成する。そして、その原則に従って、自らの判断する状況の知覚によって適当な価値判断が行なわれるのである。したがって、環境問題の解決には、行為者の行動状況を操作することによって望ましい行動が促されるようにしむけていく統制方法が効果的ともいえる。そこで、

以上の考えにもとづき既存の車輛等の廃棄物不法投棄・放置の実態調査にもとづき、次号において実証的に考察していきたい。

<注>

- 1 覚正豊和「環境保護と刑事制裁の限界」環境情報研究創刊号47頁以下(1993年)
- 2 平野龍一「環境の刑法的保護—第10回国際比較法大会での一般報告」刑法雑誌23巻1=2号169頁(1980年)
- 3 わが国が実践した公害対策の結果は、OECDの調査レポート(1976—1977)、国際環境問題研究会訳「日本の経験—環境政策は成功したか」清文社(1978年)
- 4 日本産業新聞社編「環境ビジネス—地球にやさしい企業戦略」日本経済新聞社(1992年)
- 5 Hentig, von H., Criminal and his Victim, 1948, Ellenberger, H., Relations psychologiques entre le criminel et la victime, Revue internationale de criminologie et de police Technique, Vol 103—121. 吉益修夫「犯罪生活曲線からみた殺人者の研究」精神神経学雑誌60巻(1958年)、諸沢英道「被害者の研究」成文堂(1989)参照
- 6 Paul J. Brantingham and Patricia L. Brantingham, Environmental Criminology, Sage Publications. Beverly Hills, 1981 P. 7
- 7 Lawrence E. Cohen and Marcus Felson, Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach, American Sociological Review vol. 44 Aug. 1979
- 8 Paul J. Brantingham and Patricia L. Brantingham, Patterns in Crime. Macmillan Publishing Company. 1984. PP. 355—363
- 9 Ronald L. Carter and Kim Q. Hill, The Criminal's Image of the City, Pergamon Press. 1979 PP. 48—63
- 10 Anthony E. Bottoms, Environmental Criminology "Handbook of Criminology, Oxford University Press 1993 PP. 40—46
- 11 都市廃棄物研究会「都市廃棄物発生・処理システムの有効性に関する研究—社会的厚生と環境保全の調和を見指して」財団法人統計研究会(1993年)
- 12 各自治体によっては、「放置自動車条例を制定して20万円以下の罰金や撤去命令もできることにしている。なお、こうした撤去に要する費用等に日本自動車工業会が販売業者団体へ呼びかけて寄付金をあつめ、それにより賄っているのが現状である。
- 13 かつては廃棄の解体業者に持ち込むと数千から数万円で買いとってもらえたが、鉄鉦相場の下落は、むしろ手数料を支払うという逆転現象を生じている。さすれば、独国のB社のように自社の車を無料で引き取るサービスを行うとか、各メーカーはリサイクルを環境問題に対する社会的責任を果たすうえでも積極的に取り組むとかなされなければならない。だが、法の執行上からも現に廃棄されたり放置された車輛に対しては徹底的に摘発追求すべきである。
- 14 Dae H. Clhang, editor Criminology : A Cross Cultural Perspective, 1976, Durham, North Carolina : Carolina Academic Press. Aquatic Crime : A New Horizon in Criminal Justice Research.